

八千代市卓球連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、八千代市卓球連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、大衆スポーツの一つである卓球を通して、会員相互の親睦をはかり、広く市民各層に啓発し、スポーツマンとしての人格の養成ならびに健康で明るく活発な街づくりに寄与することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員および卓球愛好団体相互の連絡および協調
2. 八千代市内における卓球大会の主催および主管
3. 本連盟が加盟する八千代市スポーツ協会の行事への参加および協力
4. 千葉県卓球連盟の行事への参加および協力
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4章 会 員

第4条 本連盟の会員は、原則として八千代市内に在住、在勤、在学する者、または八千代市内に活動拠点を置く団体に所属する者とし、別紙「八千代市卓球連盟登録規程」に定める会員登録を行った者とする。なお、在学者の対象は原則として高校生以上とする。

第5条 会員が次の事項に該当する場合は、役員会で協議の上、登録抹消などの処分を科することができる。

1. 社会的問題を起こし、本連盟に著しく迷惑をかけた場合
2. 本連盟の活動に対して著しく不利益な行動を取った場合
3. 他者に多大な迷惑をかけた場合

第5章 役 員

第6条 本連盟には、次の役員をおくこととする。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名（必要に応じて選任する）
3. 理事長 1名
4. 副理事長 1名（家庭婦人運営委員会委員長を兼ねる）
5. 理事 若干名（事務局理事1名および会計理事1名を含む）
6. 監事 1名
7. 顧問 若干名

第7条 会長、副会長は理事会において推薦する。

第8条 理事長、副理事長は理事の互選とする。

第9条 理事は原則として会員より選出し、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第10条 監事、顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第11条 役員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。欠員の生じた時は理事会において後任者を推薦し、会長がこれを委嘱する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故などあるときは、これを代理する。
3. 理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
4. 副理事長は理事長の補佐として会務を執行する。
5. 理事は本連盟の議事を審理し、会務の運営にあたる。
6. 事務局理事は幅広く庶務の執行にあたる。
7. 会計理事は会計事務をはじめその他会務の執行にあたる。
8. 監事は会計を監査する。
9. 顧問は会務の運営を支援する。

第6章 家庭婦人運営委員会

第13条 本連盟に家庭婦人運営委員会をおき、本連盟の副理事長が家庭婦人運営委員会の委員長として会務を統括する。

第7章 会 議

第14条 本連盟の会議は、総会、役員会、理事会とする。なお、役員会をもって総会にあてることができる。

第15条 定期総会は会長が招集して原則として毎年4月に開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

1. 事業報告および収支決算
2. 事業計画および収支予算
3. 規約の改正に関する事項
4. 役員の選任および解任
5. その他、本連盟の運営に必要な事項

第16条 役員会は原則として会長、副会長、理事長、副理事長、理事で構成し、必要に応じて会長が招集して開催する。

第17条 理事会は原則として理事長、副理事長、理事で構成し、必要に応じて理事長が招集して開催する。

第18条 総会、役員会および理事会には監事や顧問他の役員も、会長または理事長の要請に応じて出席し、意見を述べることができる。

第19条 各会議は出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第20条 本連盟の規約を改正するには役員の三分の二以上の同意を必要とする。

第8章 会 計

第21条 本連盟の収入は、次のとおりとする。

1. 八千代市スポーツ協会補助金
2. 事業による収入
3. 寄付金
4. その他の収入

第22条 本連盟の支出には、職務上、必要と認められる諸経費他を計上することができる。

第23条 本連盟の事業年度および会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日をもって終了するものとする。

第9章 付 則

第24条 本連盟は、次の諸資料を整備して保管する。

1. 会員名簿
2. 規約関係資料
3. 会計簿
4. 会議議事録
5. その他、必要と認められる資料

第25条 会員に対する各種伝達事項は、連盟ホームページへの掲載、メールによる連絡および郵送等で行う。

第26条 本規約は、昭和50年5月22日から施行する。

1. 本規約は、平成30年4月28日に改正され、同日から施行する。
2. 本規約は、令和5年1月25日に改正され、同日から施行する。

以上